トラック運送業における

適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画 フォローアップ調査結果

令和6年2月

公益社団法人全日本トラック協会

<調査の概要>

(1)調査対象者

全日本トラック協会策定「自主行動計画」の取組事業者 19者

(2)調査期間

令和5年9月19日~10月12日

(3)調査方法

電子メールにより実施

(4)調査内容

コスト負担の適正化、運賃・料金の決定方法の適正化、契約書面化推進、 支払条件の適正化、多層化取引にかかる取引適正化に関する取組等

(5)回収率

調査依頼数 : 19事業者 調査回答者数 : 19事業者 回 収 率 : 100%

目次

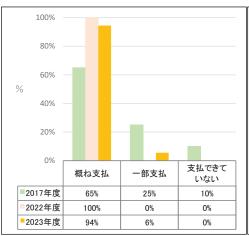
1.	コスト負担の適正化に関する取組事項	• • • •	1
2.	運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項		5
3.	契約書面化推進に関する取組事項		7
4.	支払条件の適正化に関する取組事項		9
5 .	多層化取引にかかる取引適正化に関する取組事項		10
6 .	改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組事項		11
7.	生産性向上(付加価値向上)に関する取組事項		12
8 .	自然現象による災害等への対応に関する取組事項		13
9 .	取引上の問題を申し出しやすい環境整備に関する取組事項		14

1-1.コスト負担の適正化に関する取組事項【発注者の立場】

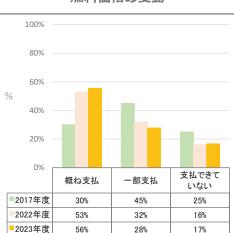
- ○発注者(元請)として、下請運送事業者に支払う「運賃・料金」の決定・改定を行うにあたり、「運賃」における人件費、車両費等の適正なコスト負担については、「概ね支払」との回答が94%であり、「一部支払」と合わせるとほぼ100%に達成している。
- ○「燃料価格の変動」については「概ね支払」が56%と伸びていない。
- ○「実費」については「概ね支払」が83%となっている。

< 【発注側(荷主または元請)の立場】コスト負担の適下化に関する取組状況>

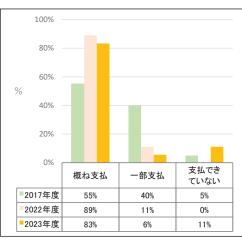
運賃(運転者等の人件費、車両費等)



燃料価格の変動



実費(高速道路・フェリー料金等)



概ね支払:80%~100%

--部支払:40%から80%未満

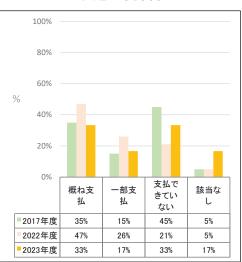
支払できていない:40%未満

1-2.コスト負担の適正化に関する取組事項【発注者の立場】

○発注者として、「積込・取卸料、待機時間料、附帯作業料」が発生する場合、下請運送事業者への取引代金について、「積込・取卸料」は「概ね支払」が33%、「待機時間料」も「概ね支払」が33%、「附帯作業料」は「概ね支払」が44%という結果であった。

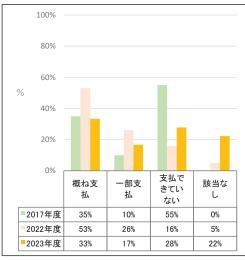
< 【発注側の立場】コスト負担の適正化に関する取組状況>

積込・取卸料

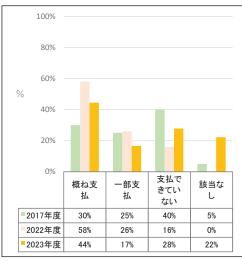


概ね支払:80%~100%

待機時間料



附帯作業料



一部支払:40%から80%未満 支払

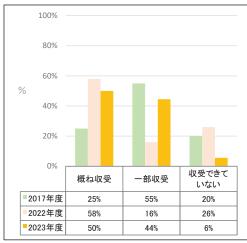
支払できていない:40%未満

1-3.コスト負担の適正化に関する取組事項【受注者の立場】

- ○受注者(運送事業者)として、荷主から収受する「運賃・料金」等の決定・改定にあたり、 以下の各項目を収受しているかについて、「運賃」では「概ね収受」が50%となっており 「一部収受」と合わせると94%となった。
- ○「燃料価格の変動」については、「概ね収受」は28%にとどまっている。
- ○「実費」については、「概ね収受」が50%となっている。

< 【受注側(下請運送事業者)の立場】コスト負担の適正化に関する取組状況>

運賃(運転者等の人件費、車両費等)



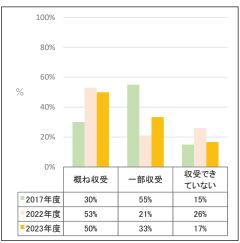
燃料価格の変動



50%

22%

実費(高速道路・フェリー料金等)



概ね収受:80%~100%

一部収受:40%から80%未満

28%

収受できていない:40%未満

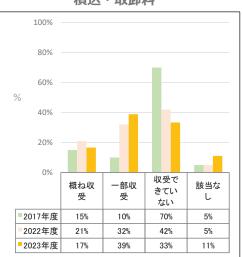
1-4.コスト負担の適正化に関する取組事項(受注者の立場)

2023年度

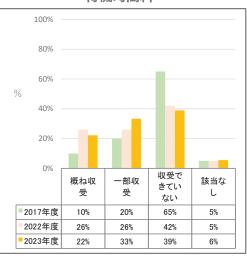
○受注者として、「積込・取卸料、待機時間料、附帯作業料」が発生する場合、荷主から取引代金として、「積込・取卸料」は「概ね収受」が17%、「待機時間料」は「概ね収受」が22%、「附帯作業料」が「概ね収受」が17%と大変厳しい内容となり、荷主側がほとんど負担をしていないことが散見され、発注者の立場の状況と差異が若干見られる。

< 【**受注側の立場**】コスト負担の適正化に関する取組状況>

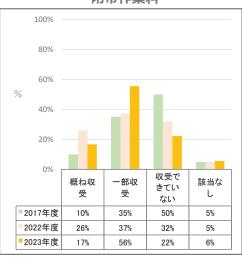
積込・取卸料



待機時間料



附帯作業料



概ね収受:80%~100%

-部収受:40%から80%未満

収受できていない:40%未満

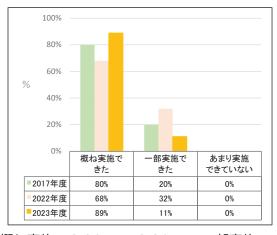
2-1・2-3. 【発注者の立場】

運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

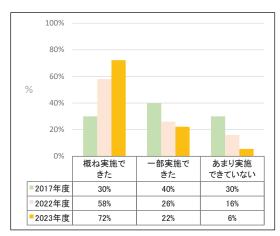
○発注者として、下請運送事業者と運賃・料金の設定や運送・取引条件等について話し合いを実施したかについては、「概ね実施できた」が89%、その話し合いの経過及び決定の経緯について書面の作成・保存を実施したかについては、「概ね実施できた」が72%と改善傾向にある。

< 【発注側の立場】運賃・料金の決定方法の適正化に関する実施状況>

運送・取引条件について十分な協議



協議・決定の経緯を記録、書面化



概ね実施:80%~100%

-部実施:40%から80%未満

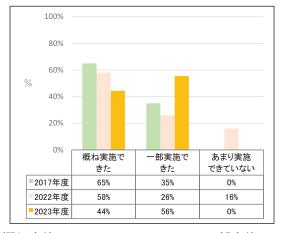
あまり実施できない:40%未満

2-2·2-4. 【受注者の立場】 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

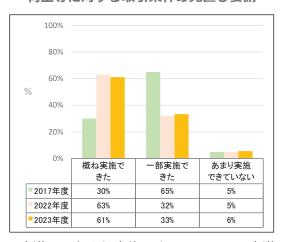
- ○受注者として、荷主に対して運送経費にかかる原価を反映できない運賃・料金を設定しないよう要望等を実施しましたかについて、「概ね実施できた」は44%であった。
- ○荷主等に対して取引条件の検討や見直しなどについて要望や話し合いを実施しましたか について、「概ね実施できた」は61%であり、前年度とほぼ横這い状態であった。

< 【**受注側の立場**】運賃・料金の決定方法の適正化に関する実施状況>

原価を反映した運賃・料金の設定



荷主等に対する取引条件の見直し要請



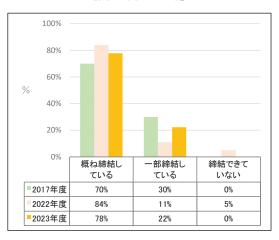
概ね実施:80%~100% 一部実施:40%から80%未満 あまり実施できない:40%未満

3-1(1)・(2). 契約書面化推進に関する取組事項(発注者・受注者の立場)

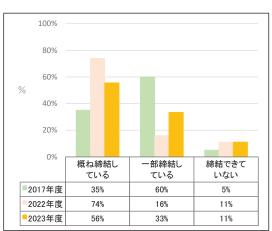
- ○契約書面の締結の状況は、発注者の立場では、「概ね締結」は78%で一定の水準であり、「締結できていない」は0%であった。
- ○受注者の立場では、「概ね締結」は56%と低調であり、「締結できていない」は11%に もなっている。

<契約書面の締結の状況>

【発注者の立場】



【受注者の立場】



概ね締結:80%~100% 一部

一部締結:40%から80%未満

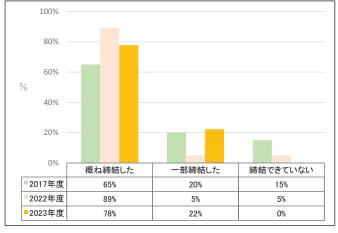
締結できていない:40%未満

3-2・3-3. 契約書面化推進に関する取組事項【発注者の立場】

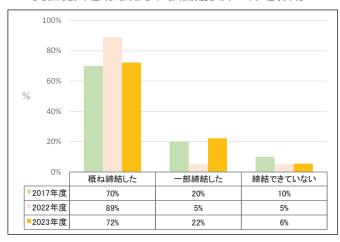
- ○発注者として下請運送事業者との間で契約書の書面化を行う場合、十分な協議を実施し契約書面を作成しましたかについては、「概ね締結した」が78%であった。
- ○契約書面の締結の際、責任範囲を明確にして、損害賠償のルールを作成しているかについては、「概ね締結した」が72%という結果であった。

<契約書面の締結の状況>

十分な協議を実施し、当該内容を踏まえ書面作成



責任範囲を明確化し、損害賠償ルールを作成



概ね締結:80%~100% 一部締結:40%から80%未満 締結できていない:40%未満

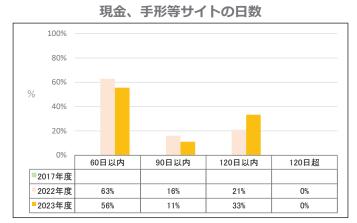
4-1・4-2. 支払条件の適正化に関する取組事項(発注者の立場)

- ○発注者として、下請運送事業者への代金支払いにおいて、「現金、手形等の割合」については、前年度との比較において、ほぼ横這い状態が続いている。「すべて現金」の割合は若干ながら増加傾向にある。
- ○「現金・手形等サイトの日数」については、計画である「60日以内」は56%であり、今後の課題となっている。

<支払条件の状況>

<令和4年度(2022年度)フォローアップ調査 新規項目>

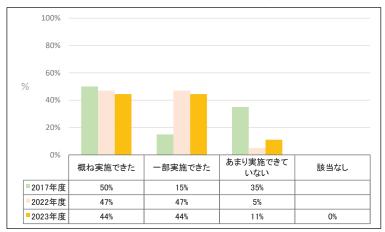
現金、手形等の割合 100% 80% % 40% 20% 手形等 手形等 手形等 手形等 すべて すべて 10~ 30~ 10%未 50%以 現金手 現金 30%未 50%未 満 上 形等 満 満 2017年度 25% 25% 20% 0% 20% 10% 2022年度 26% 16% 11% 11% 0% 2023年度 39% 17% 22% 11% 11% 0%



5-1. 多層化取引にかかる取引適正化に関する取組事項【発注者の立場】

○発注者として「2次下請までに制限する取り組み」の実施状況については、「概ね実施できた」が一番多く44%で、「一部実施できた」と合わせると88%になったが、横ばい状態が続いている。

<発注者として>
2次下請までに制限する取組



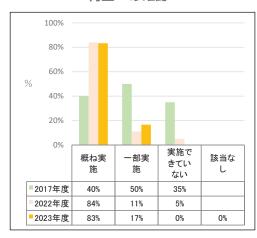
概ね実施:80%~100% 一部実施:40%から80%未満 あまり実施できない:40%未満

6-1①・② 6-2. 【受注者の立場】

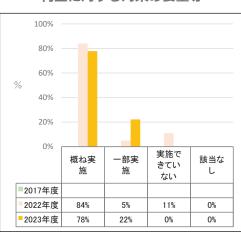
改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組事項

○受注者として「改善基準告示の遵守に向けた荷主への確認」、「遵守困難な場合の荷主に対しての要望」「遵守できない実態を確認の場合の荷主との協議」について、三項目とも、「概ね実施」が最も多く、「一部実施」を合わせると100%であった。

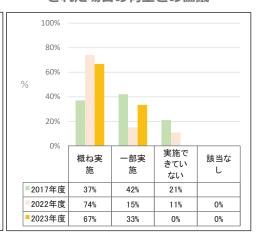
改善基準告示の遵守に向けた 荷主への確認



改善基準告示の遵守が困難な場合の 荷主に対する対策の要望等



改善基準告示を遵守できない実態が確認 された場合の荷主との協議



概ね実施:80%~100%

一部実施:40%から80%未満

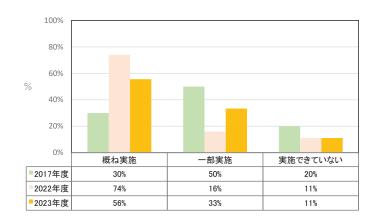
実施できない:40%未満

11

7-1. 生産性向上(付加価値向上)に関する取組事項【発注者の立場】

○発注者としての生産性の向上(下請運送事業者の運行時間、附帯作業時間、待機時間等の縮減、)に向けた取組については、「概ね実施」は56%であった。「一部実施」は、「概ね実施」「一部実施」を合わせると89%になった。

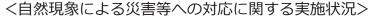
<多層化取引是正、改善基準告示遵守、生産性向上等に関する実施状況>

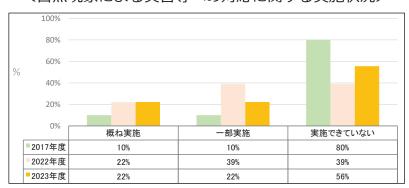


概ね実施:80%~100% 一部実施:40%から80%未満 実施できない:40%未満

8-1. 自然現象による災害等への対応に関する取組事項【発注者の立場】

- ○BCP(事業継続計画)の策定やBCM(事業継続マネジメント)を実施をしているか、 または災害時等の対応について下請運送事業者と事前協議等をしているかについては、 「概ね実施」が22%であって、「実施できていない」は56%となっている。
- ○運送事業者の特徴として、受注型業務の為、継続・復旧すべき事業の優先順位を自らつけることが困難であり、不特定多数または多様な荷主・関係先と協議の上、契約毎に特定業務のBCPを策定する必要があり、策定が難しい状況にある。加えて、あらかじめ下請運送事業者へ協力を依頼することが困難な状況も想定され、今後の課題となっている。





概ね実施:80%~100%

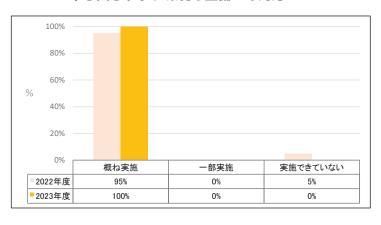
一部実施:40%から80%未満

実施できない:40%未満

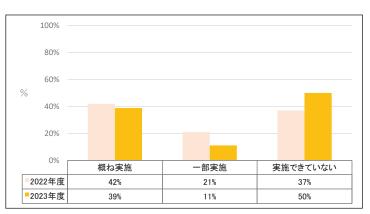
9-1·9-2. 【発注者の立場】 取引上の問題を申し出しやすい環境整備に関する取組事項 (2022年新設)

- ○取引条件について、申し出やすい環境整備(年1回の定期的な協議の申し出に応じる)については、「概ね実施」が100%となっている。
- ○第三者的立場の相談窓口を設置等、申告しやすい環境の整備への対応については、 「概ね実施」は39%であった。

取引条件について、申し出しやすい環境の整備への対応



第三者的立場の相談窓口を設置等、申告しやすい環境を整備への対応



概ね実施:80%~100% 一部実施:40%から80%未満 実施できない:40%未満